

青資推第 272 号

令和 7 年 5 月 27 日

関係事業者団体 各位

青森県環境エネルギー部資源循環推進課長

(公 印 省 略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定により、前年度 1 年間に交付したマニフェストの状況について、毎年 6 月 30 日までに産業廃棄物を排出した事業場の所在地を管轄する都道府県知事（青森市及び八戸市については各市長）に報告することが義務付けられています。

つきましては、御多用のところお手数をおかけしますが、貴団体の会員に対し、会員が産業廃棄物を排出している場合には、忘れずに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出するよう周知して下さるようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを使用したものについては、電子マニフェストの運用組織（情報処理センター）から都道府県知事等に報告されるため、事業者が報告する必要はありません。

詳細については、青森県庁ウェブサイトの以下のページを御覧ください。

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/manifest_houkoku.html

廃棄物・不法投棄対策グループ

担当 相馬

TEL 017-734-9248

FAX 017-734-8081

